

建設工事における入札参加制限の変更について

建設工事における入札参加制限については、平成30年2月に通知を行い、平成31年4月1日以降に発注する案件から実施予定としていますが、国においてグループ企業の基準の改正がありましたので、上下水道局においても、グループ企業の基準を下記のとおり変更します。

記

1 グループ企業の基準

変更前	変更後
<p>以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合</p> <p>（1）資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合</p> <p>①子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>（2）人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>①一方の会社等の役員（<u>株式会社の取締役</u>（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合资会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p>	<p>以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合</p> <p>（1）資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合</p> <p>①子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>（2）人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>①一方の会社等の役員（<u>会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち</u>、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p>

	<p><u>二 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</u></p> <p>2) <u>会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</u></p> <p>3) <u>会社法第575条第1項に規定する持株会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</u></p> <p>4) <u>組合の理事</u></p> <p>5) <u>その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</u></p> <p>②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
	<p>②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>

2 適用時期

平成31年4月1日以降に発注する案件から適用します。

参考資料

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について（平成30年4月26日付け国地契第1号）

国 地 契 第 1 号
平成 30 年 4 月 26 日

各地方整備局 総務部長 あて

大臣官房地方課長
(公印省略)

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について

工事においては、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第91号。以下「本通達」という。)を定め、入札参加者間において、入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加えているところである。

日本の経済成長に寄与する観点から、平成27年に会社法改正及びコーポレートガバナンスコード策定により社外取締役の積極的な活用が求められ、また最近では同コードを改訂し、その十分な人数の選任を求める動きもある。こうした動きも念頭に置きつつ、改めて役員の業務執行という観点から、本通達2.(2)に定める役員に関する要件を見直し、下記のとおり改正することとしたので、遗漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>記</p> <p>2. 基準</p> <p>以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 資本関係 (略)</p> <p>(2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p>	<p>記</p> <p>2. 基準</p> <p>以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 資本関係 (略)</p> <p>(2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p>

<p>① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

附 則

1. 本通達は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。
2. 本通達中2(2)①①イからニに規定する役員が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、各地方整備局総務部契約課は、当分の間、国土交通省大臣官房地方課に対し四半期毎を目安として、当該入札結果について報告を行うものとする。